

緑深い苔の名園を訪ねる



京都の「歴史」に3連泊

名門「HOTEL THE MITSUI KYOTO」のロビーラウンジ

京都を代表する和製ラグジュアリーホテルの「HOTEL THE MITSUI KYOTO（ホテルザミツイキョウト）」。「三井総領家（北家）2代目当主の三井高平が17世紀末に邸宅を構え、江戸時代から明治初期まで、三井の統轄機関「大元方（おおもとかた）」が置かれたという歴史的な場所に建ちます。その向かいには徳川家が築いた世界遺産「元離宮二条城」が堂々とした姿を今に残しています。徳川家の二条城と豪商・三井家の邸宅。今日に続く歴史を色濃く残す土地で、ラグジュアリーな時間をお過ごしいただける特別企画をご用意しました。「HOTEL THE MITSUI KYOTO」には贅沢に3連泊し、二条城の特別参観へ。特別な京都時間を、上質な滞在でお楽しみください。

江戸の豪商・三井総領家（北家）の邸宅がラグジュアリーホテルに

江戸で「三井越後屋呉服店（後の三越）」を開業した三井家の元祖、三井高利の長男・高平（たかひら）は、1691年、二条城に隣接する二条油小路町の土地を取得して居を構えました。後に南隣に兄弟の高久（たかひさ）が居宅を構えると、「油小路北家」または「北家」と呼ばれるようになります。1710年、三井の全事業の統括機関である「大元方（おおもとかた）」が設置されたことによって、この地は三井家の中心として長く重要な役割を果たしてきました。

それから300年、かつての三井総領家の邸宅時代から受け継がれてきた門や景石、灯籠など、多くの遺構を残しつつ、日本を代表する和製ラグジュアリーホテルとして「HOTEL THE MITSUI KYOTO」を開業。伝統と歴史の重厚さと、モダンでアーティスティックな設えが融合した、「宿泊自体が楽しめる」ホテルです。

三井家の繁栄を感じさせる遺構と優美なアートを宿泊して愛でる贅沢



（左から）ホテル正面に鎮座する梶井宮門 / 中庭と一体となった開放的なロビーラウンジ / 全ての客室は43㎡以上のゆとりの広さ（イメージ）

ホテルの入口には国の有形文化財にも登録される梶井宮門（1703年造営、梶井宮御殿の門が三井油小路邸に移築されていたもの）の堂々とした構え。門を潜って広々としたロビー・ラウンジへ足を踏み入れると、高い天井のラウンジと、美しい日本庭園の中庭が眼前に現れます。レストラン・スパへの回廊など、様々な場所、角度から眺められる中庭は、ホテルのデザインコンセプト「庭屋一如」を体現し、四季折々の美しさを見せてくれます。京都のホテルには珍しい温泉施設も充実。温泉を利用した水着着用の温浴施設「サーマルスプリング」、庭園を望むラグジュアリーなプライベート温泉（有料）、SPA トリートメント（有料）など、ホテル滞在中の楽しみが尽きることはありません。この度は、ホテル内のアートツアーにもご案内する行程といたしました。

「リッツ・パリ」で腕をふるった浅野哲也シェフ ダイニング「都季（TOKI）」

最終日の夕食にはホテルのシグネチャーレストラン「都季（TOKI）」のデザイナーもご用意しました。料理を取り仕切るのは浅野哲也氏。パリでアラン・デュカス氏に師事し、ココ・シャネルやヘミングウェイも愛したパリの老舗中の老舗「リッツ・パリ」で統括副料理長を務めた浅野氏が、歴史ある京都の地でフランス料理と日本料理、双方の食材と調理法を融合した新しい世界観の料理を生み出しています。料理人にとって最も荣誉あるコンクールと言われるフランスの国際料理コンクール「ポキューズ・ドール国際料理コンクール2027」の日本代表にも選出された、食通の注目を集めるフレンチシェフの味を存分にお楽しみください。



（写真上と左 / 料理の写真はイメージです）フレンチと和を融合させた独自の美食を体現リッツ・パリで腕を振った料理長の浅野シェフ



「都季」は、パリでアラン・デュカス氏に師事、リッツ・パリの統括副料理長を務めた後、「都季」料理長に就任した浅野哲也氏が手がけるフレンチと日本料理を融合したインペーティブレストランです。

元離宮二条城、二の丸御殿広間の特別入室見学

「HOTEL THE MITSUI KYOTO」の協力により実現したのが、元離宮二条城での特別な体験です。室町時代、足利將軍家の御所として誕生した二条城は、織田信長、そして徳川家康の居城として整備され、江戸時代には歴代徳川將軍の京の御殿となりました。江戸時代の終わりを告げる大政奉還が二の丸御殿で行われたのは、あまりに有名です。世界文化遺産、もちろん国宝に指定される二条城の二の丸御殿には、日本絵画史上最大の画派である狩野派の障壁画や精緻な欄間彫刻、装飾などが所狭しと施され、徳川將軍家の繁栄を今に伝えていきます。通常拝観では廊下を歩いている外から鑑賞、撮影も禁止という厳しい条件となりますが、今回は二の丸御殿広間に特別入室し、解説付きでの鑑賞をお楽しみいただきます。

京都ならではの特別な体験をお手伝い

京都でちょっと贅沢で特別な体験をお手伝い。3連泊の間に、心に残る京の滞在をお楽しみください。いずれも予約必須の名店ですので、お申し込み時にお早めにお申し出ください。

- ①京料理の老舗「二傳」での饗尽くし
 - ②京都を代表する料理屋「瓢亭」名物の朝粥
 - ③京都随一の和菓子の名店「囀月」の和菓子
- ※別途実費となります。

三井総領家ゆかりの地に誕生したホテル

二条城特別参観と名門

HOTEL THE MITSUI KYOTO

3連泊の旅 4日間



集合・日数・出発日	旅行代金
【京都駅集合・4日間】 9月1日(月), 8日(月)	¥298,000

（お1人でご参加のお客様は、1名室利用追加代金¥150,000にて承ります。）

1	京都駅 15:00 集合 ➡ HOTEL THE MITSUI KYOTO 【3連泊】(京都泊) □□□
2	HOTEL THE MITSUI KYOTO ホテル内アートツアー（※1）(午後、夕刻まで自由行動) ➡ ●二条城特別参観 (夕刻、ガイドの案内で二条城内を見学。二の丸御殿では通常入室できない広間に特別入室し、解説を交えてご案内いたします（※2）) (京都泊) 朝 □□
3	午前、ホテルにてごゆっくりお過ごしください。 HOTEL THE MITSUI KYOTO ➡ 西芳寺(苔寺)を拝観（※3） ➡ HOTEL THE MITSUI KYOTO (夕食はホテルのメインダイニング「都季」にてお召し上がりください) (京都泊) 朝 □□
4	午前、チェックアウトまでホテルライフをお楽しみください。 HOTEL THE MITSUI KYOTO 12:00 発 ➡ 京都駅 12:30 解散 ご自宅までお荷物を託送します。

※1: 少人数制のため、別の日のご案内になる場合もございます。
※2: 二条城二の丸御殿の特別参観は大広間四の間の特別入室を予定しておりますが、期間によりご覧いただける広間が異なる場合がございます。
※3: 苔寺の拝観は出発の2か月前より申込開始となります。拝観は団体ではなく4名程度の少人数でのご案内となり、拝観日や時間も前後する場合がございますので、予めご了承ください。

■最少催行人員: 12名様 ■食事: 朝食3回、昼食0回、夕食1回
■添乗員: 京都駅ご集合時から京都駅解散時まで同行します。なお、宿泊はいたしません。
■ホテル: 京都 / HOTEL THE MITSUI KYOTO (ホテル ザミツイキョウト) (洋室)



国宝・二条城二の丸御殿



西芳寺(苔寺)の庭園

※苔寺の拝観は出発の2か月前より申込開始となります。拝観は団体ではなく4名程度の少人数でのご案内となり、拝観日や時間も前後する場合がございますので、予めご了承ください。

夏に美しい緑の「苔寺」 西芳寺の参拝へ

境内を覆い尽くすかのような120種以上の苔と木々が織り成す、一面の緑の世界。その庭園は京都随一の美しさと言われる「苔寺」西芳寺。夏は特に苔や境内の木々が美しく緑に映える季節です。

■各コース共通の旅行条件とご注意

■宿泊施設は特に明記してあるものを除きバスタブ・トイレ付きのお部屋です(大浴場などの施設がある場合、シャワーのみ、あるいはバスタブ・シャワーなしのお部屋となる場合があります)。■お1人でご参加のお客様は、1名室利用追加代金にて承ります。その場合は洋室シングルルームまたは和室となります。■旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日以降の現地合流、離団はお受けすることが出来ませんので、なるべく早めにお申し出ください。■キャンセル料半額制度は国内旅行の場合適用外となります。ご注意ください。■マークの説明 ✈=航空機 🚆=列車 🚌=バス 🚲=自動車 朝=朝食 昼=昼食 夕=夕食 □=食事なし ●=入場観光 ○=下車観光

ご旅行条件(抜粋)

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。別途交付する旅行条件書(全文)をお受け取りの上、必ずご確認いただいた上で申し込みください。

1. 旅行のお申込み・予約・旅行契約の成立

- お申込みは、当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入のうえ、申込金(40,000円又はパンフレットに明示した場合はその額)を添えてお申込みいただけます。
- 当社は、電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点では成立しておらず、当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は、予約はなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。なお、お支払い対象旅行代金や、申込金をクレジットカードを利用、自動引き落とし方法でのお支払い方法を選択されたお客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨のメールがお客様に到達した時に成立します。旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお

申込みの場合、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

3. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計額をいいます。

4. 旅行代金に含まれるもの

(1) パンフレット等、当社ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

- 運送機関の運賃・料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
- 送迎バス料金、都市間の移動に係るバス料金、観光に伴うバス料金
- ホテル等の宿泊機関の宿泊料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り1部屋に2名で宿泊した場合を基準にします。)
- 食事の料金(機内食は除く。)及び税・サービス料金
- その他(パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものを除く。)

(2) 前(1)に記載したものは、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しの対象外となります。

5. 旅行代金に含まれないもの

第4項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金

(3) お1人部屋を使用される場合の「1室1名利用追加代金」

(4) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途の小旅行)の料金

6. 取消料について

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	お支払い対象旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	お支払い対象旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除するとき	お支払い対象旅行代金の40%
当日(旅行開始前)に解除するとき	お支払い対象旅行代金の50%
旅行開始後に解除するとき又は無連絡不参加のとき	お支払い対象旅行代金の100%
貸切船舶を利用するとき	当該船舶に係る取消料規定による

ご旅行条件は、2025年5月1日現在の運賃・料金を基準としております。

旅行企画・実施  **ワールド航空サービス**

WEBも
どうぞ

 **ワールド航空**

検索

<https://www.wastours.jp>

営業時間 / 月曜日～金曜日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝は休業)

 **ポンド保証会員**

一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



- 東京支店** TEL: 03-3501-4111
東京都千代田区有楽町1-5-1 日比谷マリンビル 4階 〒100-0006 総合旅行業務取扱管理者 松崎 浩
- 大阪支店** TEL: 06-6343-0111
大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル29階 〒530-0001 総合旅行業務取扱管理者 柴尾 祐樹
- 名古屋支店** TEL: 052-252-2110
名古屋市中区栄3-14-7 RICCO栄8階 〒460-0008 総合旅行業務取扱管理者 柴崎 範明

- 九州支店** TEL: 092-473-0111
福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル2階 〒812-0013 総合旅行業務取扱管理者 木村 咲子
- 札幌支店** TEL: 011-232-9111
札幌市中央区北1条西2-1 時計台ビル 5階 〒060-0001 総合旅行業務取扱管理者 真島 智
- 湘南支店** TEL: 0466-27-0111
神奈川県藤沢市藤沢484-1 藤沢アンパービル 3階 〒251-0052 総合旅行業務取扱管理者 近 博之

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者におたずねください。(株)ワールド航空サービス観光庁長官登録旅行業201号